

介護保険料のお知らせ

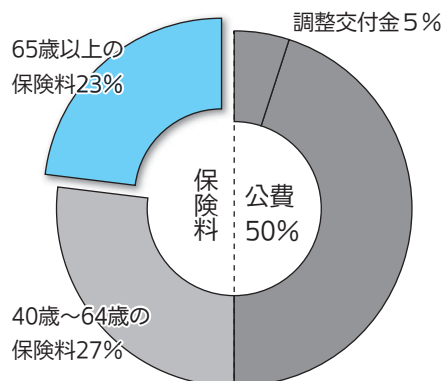
平成30年度～令和2年度

介護保険の財源

介護保険に必要な費用は、40歳以上の人が納める「保険料」と、国・県・町の「公費」の半々でまかなわれます。

「保険料」の50％は、今期(平成30～令和2年度)においては40～64歳の人が27％を、65歳以上の人が23％を負担することとされています。高齢化率の上昇に伴い、前期(平成27～29年度)の65歳以上の保険料の負担割合の22％から1ポイント上昇しています。「公費」の50％は、国、県、町がそれぞれ定められた割合を負担します(図表1)。

図表1 介護保険の財源



65歳以上の人の保険料

介護保険では、65歳以上の高齢者の保険料は3年に1度改定されることになっており、平成30年度にその改定を行いました。

今期(平成30～令和2年度)の65歳以上の保険料基準額(第5段階)は、年額71,400円、月額5,950円となります。今回の改定では、国が定めたきめ細かな所得段階の設定にあわせ被保険者の負担能力に応じ9段階の保険料を設定しています(図表2)。また、所得の低い人(第1段階から第3段階の人)に対しては保険料の軽減も行っています。

図表2 所得に応じた保険料の額

階 層		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		保険料年額	保険料年額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	32,130円	26,775円	21,420円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	44,982円	44,625円	35,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	53,550円	51,765円	49,980円
第4段階	本人は住民税非課税であるが世帯員が住民税課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	64,260円	64,260円	64,260円
第5段階	本人は住民税非課税であるが世帯員が住民税課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	71,400円	71,400円	71,400円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	85,680円	85,680円	85,680円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	92,820円	92,820円	92,820円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	107,100円	107,100円	107,100円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円を超える人	121,380円	121,380円	121,380円

※令和元年度、令和2年度には、第1段階から第3段階の人に対して更なる保険料が軽減されています。